

中間貯蔵施設に係る指針

平成 26 年 12 月
環境省水・大気環境局
中間貯蔵施設チーム

1. 概要

本指針は、これまでの中間貯蔵施設安全対策検討会、福島県中間貯蔵施設に関する専門家会議等における検討結果を基に、放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「法」という。）等既存施設に適用される規則等を参考にして、中間貯蔵施設において安全に貯蔵を行うために、構造上及び維持管理上必要と考えられる事項を取りまとめたものである。本指針は、中間貯蔵施設全体に係る事項及び中間貯蔵施設を構成する各施設（受入・分別施設、土壌貯蔵施設及び廃棄物貯蔵施設）に係る事項から構成されており、各施設における搬入物の管理、施設の構造、維持管理等に適用される¹。

なお、輸送については、法、法施行規則、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドラインの他、輸送基本計画及び輸送実施計画等に基づいて実施する。また、中間貯蔵施設内に設置するストックヤードについては、法、法施行規則、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン等に基づいて実施するものとする。

2. 用語の定義

中間貯蔵施設に係る指針において用いる用語の定義を以下に示す。

用語	説明
除去土壌	除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌（法第 2 条第 4 項）
除去土壌等	除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（法第 31 条第 1 項）
特定廃棄物	対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（法第 20 条）
（指定廃棄物）	水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であって、当該施設の管理者等の調査の結果に基づき、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないものとして、環境

¹ 除去土壌及び特定廃棄物の運搬（施設外）、仮置き並びに特定廃棄物の減容化（焼却）については、それぞれ放射性物質汚染対処特措法施行規則第 57 条（除去土壌収集運搬基準）、同規則第 23 条（特定廃棄物収集運搬基準）、同規則第 24 条（特定廃棄物保管基準）、同規則第 58 条（除去土壌保管基準）及び同規則第 25 条（特定廃棄物処分基準）において規定されているため、それらに則って実施することとし、新たに指針を整備することはしないものとする。

	大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと思料される場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができる。（法第 16 条～第 18 条）
（対策地域内廃棄物）	汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が、当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては、当該搬出された廃棄物を含む。また、環境省令で定めるものを除く。）（法第 13 条第 1 項）
特定廃棄物等	特定廃棄物、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物をいう（本文第 2 条柱書及び第 4 条柱書参照）。
中間貯蔵施設	福島県の区域内において、放射性物質汚染対処特措法第 46 条に規定する汚染廃棄物等の処理を行うために設置される一群の施設であって、「土壌貯蔵施設」、「廃棄物貯蔵施設」、「減容化施設」、「受入・分別施設」、「管理棟」、「情報公開センター」、「研究等施設」、「修景・緩衝緑地等」等から構成されるもの。
（各）施設	中間貯蔵施設を構成する「土壌貯蔵施設」、「廃棄物貯蔵施設」、「減容化施設」、「受入・分別施設」、「管理棟」、「情報公開センター」「研究等施設」、「修景・緩衝緑地等」等の個々の施設。
設備	個々の施設を構成する機器、構造物。
敷地	中間貯蔵施設を運営・管理するために取得した土地の範囲。
貯蔵地	土壌貯蔵施設において、除去土壌及び特定廃棄物の保管を行う場所。
受入れ	仮置き場等から運搬してきた除去土壌及び廃棄物を、受入検査等を経て、中間貯蔵施設で貯蔵するための工程に移す行為。
分別	受入れた土壌及び廃棄物を、種類（材質）、放射能濃度、有害物質の含有のおそれ等の特性により、分ける行為。
貯蔵	受け入れた土壌及び廃棄物を、一定期間、安全に集中的に管理・保管する行為。
定置	貯蔵可能な形態となった廃棄物を、廃棄物貯蔵施設に配置する行為。
埋立て	土壌貯蔵施設に、除去土壌等を貯蔵のために収容する行為。
保有水	中間貯蔵施設において取り扱う除去土壌及び廃棄物が保有している水。土壌貯蔵施設においては、貯蔵されている除去土壌に含まれる水。
保有水等	保有水及び雨水等。

放流水	水処理設備等の施設から排出される水。
地表水	地表上の静水及び流水。
浸出水	貯蔵されている除去土壌等を通過して浸出する水。
開口部	土壌貯蔵施設の貯蔵地において、覆土等の措置が行われておらず除去土壌等が露出している範囲。

3. 本文

(中間貯蔵施設の全体に係る指針)

第1条 中間貯蔵施設の全体の管理の指針は、次のとおりとする。

一 … (※)

(受入・分別施設に係る指針)

第2条 特定廃棄物、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物（以下、この条において「特定廃棄物等」という。）並びに除去土壌の受入れ及び分別の指針は、次のとおりとする。

一 … (※)

(土壌貯蔵施設（Ⅰ型）に係る指針)

第3条 除去土壌（事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下と認められるものに限る。以下この条において同じ。）の貯蔵の指針は、次のとおりとする。ただし、除去土壌のうち、有機物を含有する等により公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして別途定める要件に該当すると認められないものについては、次条を適用するものとする。

一 … (※)

(土壌貯蔵施設（Ⅱ型）に係る指針)

第4条 特定廃棄物（事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラム以下と認められ、かつ、雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものとして別途定める要件に該当すると認められるものに限る。以下この条において同じ。）、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物（以下、この条において「特定廃棄物等」という。）並びに除去土壌（第3条が適用される除去土壌を除く。以下この条において同じ。）の貯蔵の指針は、次のとおりとする。なお、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の処理基準も適用されるため、それらを遵守するものとする。

一 … (※)

(廃棄物貯蔵施設に係る指針)

第5条 特定廃棄物（前条に規定する特定廃棄物を除く。以下この条において同じ。）の貯蔵の指針は、次のとおりとする。

－ … (※)

以上

(※) 3. については、上記の構成とするが、作業の都合上、上記各条文を参照条文とともに横に並べて整理した以下表1で、当面調整を進めることとする。

表 1 中間貯蔵施設に係る指針(案)

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
第 1 条 中間貯蔵施設の全体の管理の指針は、次のとおりとする。	第 2 条 特定廃棄物、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物(以下、この条において「特定廃棄物等」という。)並びに除去土壌の受入れ及び分別の指針は、次のとおりとする。	第 3 条 除去土壌(事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下と認められるものに限る。以下この条において同じ。)の貯蔵の指針は、次のとおりとする。ただし、除去土壌のうち、有機物を含有する等により公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして別途定める要件に該当すると認められないものについては、次条を適用するものとする。	第 4 条 特定廃棄物(事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラム以下と認められ、かつ、雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものとして別途定める要件に該当すると認められるものに限る。以下この条において同じ。)、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物(以下、この条において「特定廃棄物等」という。)並びに除去土壌(第 3 条が適用される除去土壌を除く。以下この条において同じ。)の貯蔵の指針は、次のとおりとする。なお、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の処理基準も適用されるため、それらを遵守するものとする。	第 5 条 特定廃棄物(前条に規定する特定廃棄物を除く。以下この条において同じ。)の貯蔵の指針は、次のとおりとする。	特措法省令第 26 条の構成を基本とする。 【本欄の凡例】 特 : 特措法施行規則 ※廃 : 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 ※二構 : 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※二埋 : 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
—	一 除去土壌及び特定廃棄物等の受入れ及び分別は、次のように行うこと。	一 除去土壌の貯蔵は、次のように行うこと。	一 除去土壌又は特定廃棄物等の貯蔵は、次のように行うこと。	一 特定廃棄物の貯蔵は、次のように行うこと。	特 26①一 埋立処分は、次のように行うこと。
—	イ 除去土壌及び特定廃棄物等が飛散し、及び流出しないようにすること。	イ 除去土壌が飛散し、及び流出しないようにすること。	イ 除去土壌又は特定廃棄物等が飛散し、及び流出しないようにすること。	イ 特定廃棄物が飛散及び流出しないように、あらかじめ、特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納すること。 ロ 特定廃棄物を収納する容器は、積み上げられた場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。また、地震等による容器の転倒を防止するために必要な措置が講じられていること。	特 26①一イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 ※廃 1 四 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を満たすものが設けられていること。 イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
—	ロ 受入れ又は分別に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	ロ 貯蔵に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	ロ 貯蔵に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	ハ 貯蔵に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	特 26①一ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
一 敷地の周囲に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、かつ、中間貯蔵施設であることの表示がされていること。	ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、除去土壌及び特定廃棄物等の受入れ及び分別の場所であることの表示がされている場所で行うこと。	ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、除去土壌の貯蔵の場所であることの表示がされている場所で行うこと。	ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、除去土壌又は特定廃棄物等の貯蔵の場所であることの表示がされている場所で行うこと。		特 26①一ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、特定廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
—	—	—	—	ニ 周囲に囲い(保管する特定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。 ホ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられてい	特 15 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 イ 周囲に囲い(保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
				ること。 (1) 指定廃棄物の保管の場所である旨 (2) 保管する指定廃棄物の種類(当該指定廃棄物に次に掲げる指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) (イ)石綿が含まれている指定廃棄物((ロ)に規定する指定廃石綿等を除く。)であって環境大臣が定めるもの(以下「石綿含有指定廃棄物」という。) (ロ)廃石綿(指定廃棄物であるものに限る。)及び石綿が含まれ、又は付着している指定廃棄物であって、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの(以下「指定廃石綿等」という。) (ハ)腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物(以下「腐敗性指定廃棄物」という。) (ニ)ばいじん(指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。) (3) 緊急時における連絡先	ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。 (1) 指定廃棄物の保管の場所である旨 (2) 保管する指定廃棄物の種類(当該指定廃棄物に次に掲げる指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) (イ)石綿が含まれている指定廃棄物((ロ)に規定する指定廃石綿等を除く。)であって環境大臣が定めるもの(以下「石綿含有指定廃棄物」という。) (ロ)廃石綿(指定廃棄物であるものに限る。)及び石綿が含まれ、又は付着している指定廃棄物であって、飛散するおそれのあるものとして環境大臣が定めるもの(以下「指定廃石綿等」という。) (ハ)腐敗し、又はそのおそれのある指定廃棄物(以下「腐敗性指定廃棄物」という。) (ニ)ばいじん(指定廃棄物であるものに限る。以下「指定ばいじん」という。) (3) 緊急時における連絡先 (4) 屋外において指定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
—	ニ 施設は、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。	ニ 施設は、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。なお、施設の法面勾配については、「道路土工」に準拠したうえで上記の構造耐力上の安全を確保するものとする。	ニ 施設は、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。なお、施設の法面勾配については、「道路土工」に準拠したうえで上記の構造耐力上の安全を確保するものとする。	ヘ 施設は、鉄筋コンクリート構造物とし、自重、土圧、積載荷重、地震力等に対して構造耐力上安全であること。また、設置する場所は強固な支持力を有する地盤とすること	※廃 1④四イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 「道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成 21 年度版)」
—	ホ 貯蔵物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	ホ 貯蔵物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	ホ 貯蔵物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	ト 貯蔵物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	※廃 1④四ロ 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
—	ヘ 当該施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置が講じられていること。	ヘ 当該施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置が講じられていること。	ヘ 当該施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置が講じられていること。	チ 当該施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置が講じられていること。	※二構 8① 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。
—	ト 当該施設からの搬出先となる土壌貯蔵施設及び廃棄物貯蔵施設の構造に応じ、除去土壌及び特定廃棄物等を適切に分別することができる施設を設置すること。		—	—	(参照規則等無し)
	チ 除去土壌又は特定廃棄物等を破砕する場合には、破砕によって生ず				特 25④ 特定廃棄物を破砕する場合には、破砕によって生ずる粉じ

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
	る粉じんの周囲への飛散を防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破砕する等必要な措置を講ずること。				んの周囲への飛散防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破砕する等必要な措置を講ずること
—	—	—	ト 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合には、貯蔵地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。	—	特 26②二 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。 特 26②二イ 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。
—	—	—	チ 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合には、貯蔵地のうちの一定の場所において、かつ、特定廃棄物等が分散しないように行うこと。	—	特 26①一ホ 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、特定廃棄物が分散しないように行うこと。
—	—	—	—	—	特 26②二ロ 埋め立てる特定廃棄物に雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量を低減するため、あらかじめ、当該特定廃棄物を環境大臣が定める方法により固型化すること。ただし、次の（１）から（４）までに掲げる特定廃棄物にあっては、あらかじめ、当該（１）から（４）までに定める措置を講じた後、当該方法により固型化すること。 （１） 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。 （２） 廃油（タールピッチ類を除く。） 焼却設備を用いて焼却すること。 （３） 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。） 中空の状態でないように、破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。 （４） ゴムくず 破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。
—	—	—	—	—	特 26②二ハ ロの規定による措置が講じられた特定廃棄物が大気中に飛散しないように、あらかじめ、当該特定廃棄物を損傷しにくい容器に収納すること。ただし、特定廃石綿等にあつては、耐水性の材料でこん包した後、損傷しにくい容器に収納すること。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
—	—	—	—	—	特 26②二ニ 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより、遮水の効力を有する土壌の層（以下「不透水性土壌層」という。）を敷設するとともに、特定廃棄物を埋め立てた後、環境大臣が定めるところにより、当該特定廃棄物の表面及び側面に不透水性土壌層を設けること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。 (1) 雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合 (2) 埋め立てる特定廃棄物を、放射能の減衰によって当該特定廃棄物が基準適合特定廃棄物に該当することとなるまでの間当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するために必要な水密性、強度及び耐久力を有する鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納して埋め立てる場合
—	—	—	リ 特定廃棄物等の貯蔵を行う場合には、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 次の(イ)から(へ)に掲げる特定廃棄物等にあつては、あらかじめ、当該(イ)から(へ)に定める措置を講ずること。 (イ) 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。 (ロ) 腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物等(有機性の汚泥を除く。)又は廃油(タールピッチ類を除く。) 焼却設備を用いて焼却すること。 (ハ) 廃プラスチック類(石綿含有特定廃棄物を除く。) 中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。 (ニ) ゴムくず 最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。 (ホ) 特定ばいじん又は燃え殻 大気中に飛散しないように、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 (ヘ) 特定廃石綿等 大気中に飛散しないように、固型化、薬剤による安定化その他これらに準	—	特 26②二ホ 雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、ロからニまでの規定にかかわらず、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。 (イ) 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。 (ロ) 前項第二号ハからトまでに掲げる特定廃棄物 当該ハからトまでに定める措置を講ずること。 ハ 腐敗し、若しくはそのおそれのある特定廃棄物(有機性の汚泥を除く。)又は廃油(タールピッチ類を除く。) 焼却設備を用いて焼却すること。 ニ 廃プラスチック類(石綿含有特定廃棄物を除く。) 中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。 ホ ゴムくず 最大径おおむね

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
			ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2) 特定廃棄物等を貯蔵する場所には、あらかじめ、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌の層を敷設するとともに、貯蔵する特定廃棄物等の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。		十五センチメートル以下に破砕し、若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。 へ 特定ばいじん又は燃え殻 大気中に飛散しないように、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 ト 特定廃石綿等 大気中に飛散しないように、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合には、当該(イ)及び(ロ)に定める措置を講ずること。 (イ) ニ(1)に掲げる場合 埋め立てる特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。 (ロ) ニ(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌の層を敷設するとともに、埋め立てる特定廃棄物の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。
—	—	—	—	—	特 26②三 公共の水域及び地下水と遮断されている場所において前項第二号イからトまでに掲げる特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、当該イからトまでに定める措置を講ずること。
—	二 施設からの保有水の漏出による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。	二 貯蔵地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。	二 貯蔵地からの浸出水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。	二 施設からの保有水の漏出による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。	特 26②四 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、二に掲げる措置）を講ずること。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
—	—	イ 貯蔵地のうち周辺の地下水位より低い部分において埋立てを行う場合は、次に掲げる設備を設けること。	イ 次に掲げる設備を設けること。	—	特 26②四イ 次に掲げる設備(雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた埋立地において特定廃棄物を埋め立てる場合にあっては、(2)に掲げる設備を除く。)を設けること。
—	—	—	(1)除去土壌又は特定廃棄物等の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)が貯蔵地(区画して貯蔵を行う貯蔵地については、貯蔵を行っている区画。(8)において同じ。)から浸出することを防止できる次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の効力を有する遮水工(貯蔵地のうち、除去土壌又は特定廃棄物等の埋立てのための開口部及び(6)に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。)ただし、遮水層が敷設される地盤(以下「基礎地盤」という。)のうち、そのこう配が五十パーセント以上であって、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート(以下「遮水シート」という。)若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。 (イ) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ロ) 厚さが五センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ハ) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び	—	(1) 特定廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)が埋立地(区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。(4)において同じ。)から浸出することを防止できる遮水工(埋立地のうち、特定廃棄物の投入のための開口部及び(2)に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。)※廃 1 五 埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、次号及び次項第十二号において同じ。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。 イ 埋立地(地下の全面に厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル(岩盤にあっては、ルジオン値が一)以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層(以下「不透水性地層」という。)があるものを除く。以下イにおいて同じ。)には、一般廃棄物の投入のための開口部及びニに規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。 (1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
			強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。 (2) 基礎地盤は、埋め立てる特定廃棄物等の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。 (3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。		設される地盤(以下「基礎地盤」という。)のうち、そのこう配が五十パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート(以下「遮水シート」という。)若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。 (イ) 厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ロ) 厚さが五センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。 (ハ) 不織布その他の物(二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。)の表面に二重の遮水シート(当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。 (2) 基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。 (3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
					この限りでない。
—	—	—	(4)地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下、「地下水集排水設備」という。）	—	※廃 1①五ハ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下「地下水集排水設備」という。）を設けること。
—	—	(1)貯蔵地内の水を集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠、排水層その他の集排水設備（以下「集排水設備」という。）	(5)保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠、排水層その他の集排水設備(以下「保有水等集排水設備」という。)	—	(2)保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（以下「保有水等集排水設備」という。）
—	—	(2)集排水設備等により集められた除去土壌の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)に係る放流水の水質を適正に維持することができる水処理設備	(6)保有水等集排水設備等により集められた保有水等に係る放流水の水質を適正に維持することができる水処理設備	—	(3)保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を適正に維持することができる浸出液処理設備
—		(3)水処理設備に流入する水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	(7)水処理設備に流入する水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	—	※廃 1①五ホ 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。
—	—	(4)地表水が貯蔵地の開口部から貯蔵地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備	(8)地表水が貯蔵地の開口部から貯蔵地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備	—	(4)地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備
—	イ 除去土壌及び特定廃棄物等の分別等の作業に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、施設は汚水が漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	—	—	イ 特定廃棄物の貯蔵に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、施設は汚水が漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	特 15 三 指定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。
—	—	ロ 水処理施設から放流を行う場合は、放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。 (1)放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。 (2)排水口において放流水中の事故	ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。 (1)放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。 (2)排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視す	—	特 26②四ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。 (1)放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。 (2)排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
		由来放射性物質の濃度を監視することにより、貯蔵施設の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。	ることにより、貯蔵施設の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。		視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。
—	—	ハ 水処理施設から放流を行う場合は、放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 別表第四の上欄に掲げる項目((3)に規定する項目を除く。)及びダイオキシン類について環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により放流の都度測定し、かつ、記録すること。 (3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第四の備考4に規定する場合に限る。)について、環境大臣が定める方法により一月に一回(埋め立てる除去土壌の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回) 以上測定し、かつ、記録すること。	ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 別表第四の上欄に掲げる項目((3)に規定する項目を除く。)及びダイオキシン類について環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により放流の都度測定し、かつ、記録すること。 (3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第四の備考4に規定する場合に限る。)について、環境大臣が定める方法により一月に一回(埋め立てる除去土壌又は特定廃棄物等の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回) 以上測定し、かつ、記録すること。	—	特 26②四ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 別表第四の上欄に掲げる項目((3)に規定する項目を除く。)及びダイオキシン類について環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第四の備考4に規定する場合に限る。)について、環境大臣が定める方法により一月に一回(埋め立てる特定廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回) 以上測定し、かつ、記録すること。
—	ロ 施設からの浸出水による施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 受入れ又は分別開始前に別表第三の上欄に掲げる項目(以下「地下水検査項目」という。)、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、施設の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない施設にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 (2) 受入れ又は分別開始後、次の(イ)から(ハ)までに掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)から	—	ニ 貯蔵地からの浸出水による貯蔵施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備(地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。以下同じ。)により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 貯蔵開始前に別表第三の上欄に掲げる項目(以下「地下水検査項目」という。)、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、貯蔵施設の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない貯蔵施設にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでな	ロ 貯蔵施設からの浸出水による貯蔵施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 貯蔵開始前に別表第三の上欄に掲げる項目(以下「地下水検査項目」という。)、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、貯蔵施設の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない貯蔵施設にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 (2) 貯蔵開始後、次の(イ)から(ハ)までに掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により	特 26②四ニ 前項第三号イからハまでに掲げる措置を講ずること。 特 26①三イ 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備(地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。以下同じ。)により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 埋立処分開始前に別表第三の上欄に掲げる項目(以下「地下水検査項目」という。)、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオンについて、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
	(ハ) までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。 (イ)地下水検査項目 一年に一回 ((1) ただし書に規定する施設にあっては、六月に一回) 以上 (ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上 (ハ)事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3) 受入れ又は分別開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1) ただし書に規定する施設にあっては、この限りでない。 (4) (3) の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。		い。 (2) 貯蔵開始後、次の(イ)から(ハ)までに掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)から(ハ)までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。 (イ)地下水検査項目 一年に一回 ((1) ただし書に規定する貯蔵施設にあっては、六月に一回) 以上 (ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上 (ハ)事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3) 貯蔵開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1) ただし書に規定する貯蔵施設にあっては、この限りでない。 (4) (3) の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。 (5) 地下水集排水設備から排出される地下水の事故由来放射性物質の放射能濃度を常時監視し、かつ、記録すること。	当該(イ)から(ハ)までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。 (イ)地下水検査項目 一年に一回 ((1) ただし書に規定する貯蔵施設にあっては、六月に一回) 以上 (ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上 (ハ)事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3) 貯蔵開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1) ただし書に規定する貯蔵施設にあっては、この限りでない。 (4) (3) の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。	塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。 (2) 埋立処分開始後、次の(イ)から(ハ)までに掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)から(ハ)までに定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、(イ)及び(ロ)に掲げる項目のうち、埋め立てる特定廃棄物の種類その他の事情に照らして最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。 (イ)地下水検査項目 一年に一回 ((1) ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回) 以上 (ロ) ダイオキシン類 一年に一回以上 (ハ) 事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて、(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、(1) ただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。 (4) (3) の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水検査項目及びダイオキシン類について、(1) の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
—	—	ニ 浸出水による貯蔵施設の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 貯蔵開始前に地下水検査項目及び事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。 (2) 貯蔵開始後、次の(イ)及び(ロ)に掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)及び(ロ)に定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、(イ)に掲げる項目のう	—	—	特 26④ニイ 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 埋立処分開始前に地下水検査項目及び事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。 (2) 埋立処分開始後、次の(イ)及び(ロ)に掲げる項目について、(1)の環境大臣が定める方法により当該(イ)及び(ロ)

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
		ち、浸出水の水質等に照らして当該貯蔵施設の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかなものについては、この限りでない。 (イ)地下水検査項目 一年に一回以上 (ロ)事故由来放射性物質 一月に一回以上 ホ ニの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該貯蔵施設以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 へ 水質検査に用いる浸出水を貯蔵地から採取することができる設備により採取された浸出水の水質検査を、次の(1)から(3)までに掲げる項目について、環境大臣が定める方法により当該(1)から(3)までに定める頻度で行い、かつ、記録すること。 (1)地下水検査項目 一年に一回以上 (2)事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3)生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回(埋立てが終了した埋立地においては、三月に一回) 以上			に定める頻度で測定し、かつ、記録すること。ただし、(イ)に掲げる項目のうち、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかなものについては、この限りでない。 (イ) 地下水検査項目 一年に一回以上 (ロ) 事故由来放射性物質 一月に一回以上 ロ イの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ハ 水質検査に用いる浸透水を埋立地から採取することができる設備により採取された浸透水の水質検査を、次の(1)から(3)までに掲げる項目について、環境大臣が定める方法により当該(1)から(3)までに定める頻度で行い、かつ、記録すること。 (1) 地下水検査項目 一年に一回以上 (2) 事故由来放射性物質 一月に一回以上 (3) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回(埋立てが終了した埋立地においては、三月に一回) 以上
—	—	—	ホ ニ(1)、(2)又は(4)の規定による地下水検査項目、ダイオキシン類及び事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該施設以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	—	特 26①三ロ イ(1)、(2)又は(4)の規定による地下水検査項目、ダイオキシン類及び事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
—	—	ト 次に掲げる場合には、速やかに貯蔵地への除去土壌の搬入の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 (1)地下水検査項目に係る水質検査の結果、当該浸出水が地下水検査項目のいずれかについて当該地下水検査項目に係る別表第三下欄に掲げる基準に適合していないとき。 (2)事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原	—	—	特 26④二ニ 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への基準適合特定廃棄物の搬入及び埋立処分中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 (1)地下水検査項目に係る水質検査の結果、当該浸透水が地下水検査項目のいずれかについて当該地下水検査項目に係る別表第三下欄に掲げる基準に適合していないとき。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
		因が当該貯蔵施設以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められるとき。 (3)生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質検査の結果、当該浸出水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は当該浸出水の化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。			(2)事故由来放射性物質に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められるとき。 (3)生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質検査の結果、当該浸透水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は当該浸透水の化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。
二 施設の設置のための土地の造成、森林の伐採等により、土砂の流出又は崩壊、水害の発生、その他の災害の発生が生じないための措置が講じられていること。					(参照規則等無し)
－	－	チ その他必要な措置	へ その他必要な措置	ハ その他必要な措置	特 26①三ハ その他必要な措置
三 次に掲げる事項の記録及び貯蔵物を貯蔵した区画等を示す図面を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。 イ 貯蔵された貯蔵物の種類、数量、発生地域、放射能濃度、有害物の有無、貯蔵を行った区画及び年月日に関する情報 ロ 中間貯蔵施設において実施した除去土壌及び特定廃棄物等の処理の内容、数量及び処理を行った年月日に関する情報	－	－	－	－	特 26②五 次に掲げる事項の記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面(第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を含む。)を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。 イ 埋め立てられた特定廃棄物の種類(当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量 ロ 埋め立てられた特定廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日
ハ 中間貯蔵施設で受け入れた除去土壌及び特定廃棄物等に係る数量、発生地域、放射線、有害物及び受け入れを行った年月日に関する情報 ニ 中間貯蔵施設で受け入れた除去土壌及び特定廃棄物等に係る当該除去土壌及び特定廃棄物等を引き渡した担当者及び当該除去土壌及び特定廃棄物等の引渡しを受けた担当者の氏名					ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
ホ 土壌貯蔵施設と地山との境界に係る情報					(参照規則等無し)
へ 当該貯蔵の用に供する施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置					ニ 最終処分場の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置(第一号の規定によりその例によることとされる前項第四号の規定による測定、前号ハの規定による水質検査及び同号ニ

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
					の規定による措置(同項第三号イ及びロに係るものに限る。)を含む。)
—	—	三 一日の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、除去土壌の表面を土壌で覆う等必要な措置を講ずること。	三 一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。 イ 放射線障害防止のため、除去土壌又は特定廃棄物等の表面を土壌で覆う等必要な措置を講ずること。 ロ 第1号リ(2)に規定する措置を講ずる場合には、除去土壌又は特定廃棄物等の表面に不透水性土壌層を設けるまでの間、当該除去土壌又は特定廃棄物等に雨水が浸入しないように、その表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。	—	特 26②六 一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。 イ 放射線障害防止のため、特定廃棄物の表面を土壌で覆う等必要な措置を講ずること。 ロ 第二号ニ本文又は同号ホ(2)に規定する措置を講ずる場合には、特定廃棄物の表面に不透水性土壌層を設けるまでの間、当該特定廃棄物に雨水が浸入しないように、その表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。 特 29①三ハ ばいじん(特定一般廃棄物であるものに限る。)の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。 特 31①三ハ ばいじん(特定産業廃棄物であるものに限り、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動床式焼却設備から生じたものを除く。)の埋立処分を行う場合には、第二十九条第三号ハの規定の例によること。
—	—	四 除去土壌の埋立てを終了する場合(貯蔵地を区画して埋立てを行う場合には、当該区画に係る埋立ての終了を含む。)には、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。	四 除去土壌又は特定廃棄物等の埋立てを終了する場合(貯蔵地を区画して埋立てを行う場合には、当該区画に係る埋立ての終了を含む。)には、次によること。 イ 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。 ロ 第1号リ(2)に規定する措置を講じた場合にあつては、イ本文に規定する覆いに雨水を有効に排水できる勾配を付する等雨水が浸入することによる当該不透水性土壌層の流出を防止するために必要な措置を講ずること。	—	特 26②七 埋立処分を終了する場合(埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。)には、次によること。 イ 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水と遮断されている場所にあつては、環境大臣が定める要件を備えた覆いにより閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。 ロ 第二号ニ本文又は同号ホ(2)に規定する措置を講じた場合にあつては、イ本文に規定する覆いに雨水を有効に排水できる勾配を付する等雨水が浸入することによる当該不透水性土壌層の流出を防止するために必要な措置を講ずること。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
四 中間貯蔵施設の敷地の境界及びその周辺において、放射線の量の常時監視を行い、かつ、記録すること。 五 中間貯蔵施設の敷地の境界及びその周辺において、大気中の事故由来放射性物質の濃度の常時監視を行い、かつ、記録すること。	三 施設の周囲において、放射線の量を放射性物質汚染対処特別措置法施行規則(以下「施行規則」という。)第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。	五 施設の周囲において、放射線の量を施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立てが終了した貯蔵施設にあっては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。	五 施設の周囲において、放射線の量を施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立てが終了した貯蔵施設にあっては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。	三 施設の周囲において、放射線の量を施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(定置が終了した貯蔵施設にあっては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。	特 26①四 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回(埋立処分が終了した最終処分場にあっては、一月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。
六 中間貯蔵施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。	—	—	—	—	※二構 4 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 ※二構 5 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 ※二構 6 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。
—	—	六 通気装置を設けて貯蔵地から発生するガスを排除すること。(ただし、ガスを発生するおそれのない除去土壌のみを埋め立てる場合を除く。)	六 通気装置を設けて貯蔵地から発生するガスを排除すること。(ただし、ガスを発生するおそれのない除去土壌又は特定廃棄物等のみを埋め立てる場合を除く。)	—	※廃 1②十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。
七 個別の貯蔵施設の配置等を考慮した施設全体及び個別施設に係る防災計画を策定することに加え、事故によって生じる公衆への影響緩和及び早期の影響の収束を図るため、適切な監視及び対応体制の構築、並びに必要な資機材等の確保を行うこと。	四 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	七 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	七 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	四 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	※廃 1②三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
八 中間貯蔵施設について、統一的な維持管理計画を策定すること。	五 施設内を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は除去土壌及び廃棄物の飛散及び流出並びに汚水の漏出のおそれがあると認められる場合には、速やかに施設への除去土壌及び特定廃棄物等の受入れを中止するとともに、これらの設備の損壊又は除去土壌及び特定廃棄物等の飛散及び流出並びに汚水の漏出を防止するために必要な措置を講ずること。	八 施設内を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は貯蔵された除去土壌の飛散及び流出のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれらの設備の損壊又は貯蔵された除去土壌の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	八 施設内を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は貯蔵された除去土壌又は特定廃棄物等の飛散及び流出並びに保有水の漏出のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれらの設備の損壊又は貯蔵された除去土壌又は特定廃棄物等の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	五 施設内を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は貯蔵された特定廃棄物の飛散及び流出並びに保有水の漏出のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれらの設備の損壊又は貯蔵された廃棄物の保有水の漏出を防止するために必要な措置を講ずること。	※廃 2②一ハ 前項第二号ロの規定により設けられた外周仕切設備及び同号ハの規定により設けられた内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。
—	六 施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	九 貯蔵地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	九 貯蔵地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	六 施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	特 26①八 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
九 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	—	—	—	—	特 26①九 特定廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

中間貯蔵施設全体に係る指針	受入・分別施設に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅰ型)に係る指針	土壌貯蔵施設(Ⅱ型)に係る指針	廃棄物貯蔵施設に係る指針	参照条文
十 適切な輸送管理等を行うことにより、中間貯蔵施設への搬入物の受入れは、当該施設の受入能力を超えないように行うこと。	—	—	—	—	※廃 12 六 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。